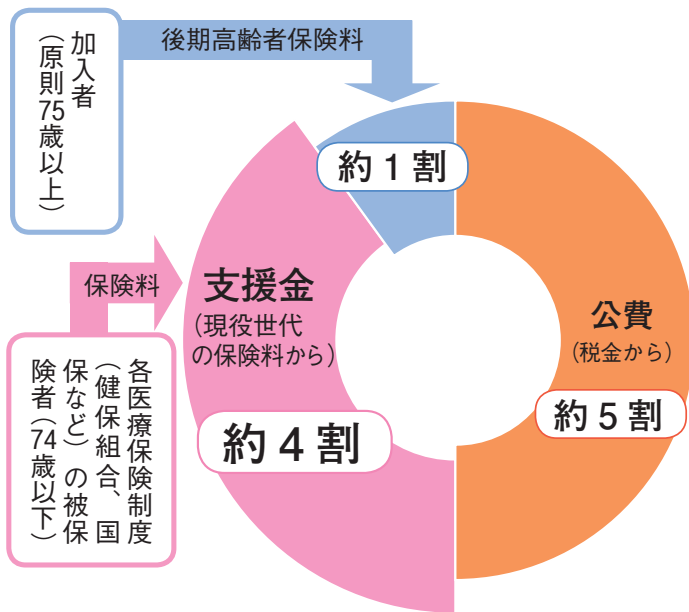
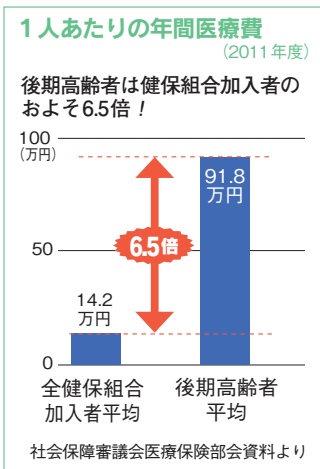


高齢者の医療はみなさんの 保険料で支えられています

現役世代の負担は将来、一層過重なものに

●後期高齢者医療制度の財源割合



75歳以上高齢者の医療費の約4割は健保組合などの保険料が支える

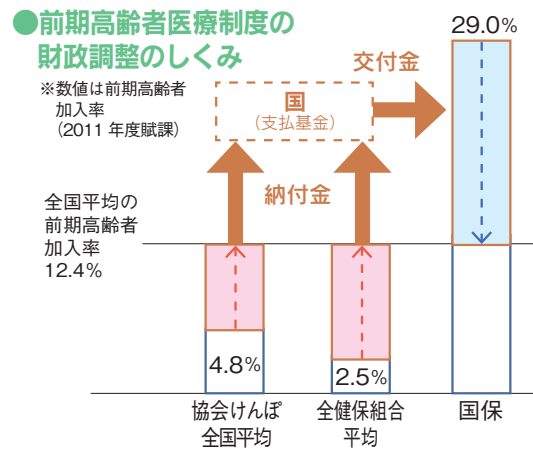
少子高齢化が進む日本にとって今、最も深刻な問題が医療をはじめとする社会保障分野といえます。とりわけ健保組合にとって大きな負担となっているのが国全体の高齢者医療制度を支える運営財源への拠出です。本誌『My Health』においても、健保組合が拠出している「納付金」(支援金および納付金)について、毎年負担が重くなっていく実態と、そのことが、保険料率を改定せざるを得ない状況を生み出す大きな要因のひとつとなっていることを報告してまいりました。さて、ここで改めて高齢者医療制度の財源負担のしくみや将来見通し、健保組合財政への影響などをみていくことにしましょう。

加入者によってこれらの世代の方々の加入率はまちまちのため、加入率の高い保険者は低い保険率よりも医療費の負担が相対的に重くなります。その不公平を解消するため、全医療保険者の平均加入率よりも低い加入率の保険者が拠出しているのが、この納付金です。これにより、とりわけ前期高齢者加入率

健保組合が毎年、高齢者医療制度に支払っている「納付金」って、いったいどんなものなのか、みなさんにご存じでしょうか？納付金には、主なものとして「後期高齢者支援金」と「前期高齢者納付金」の2種類があります。後期高齢者支援金は各医療保険者(健保組合のほか、協会けんぽ、国民健康保険(国保)など)が拠出しているもので、75歳以上(障害者は65歳以上)の高齢者が加入する後期高齢者医療制度の運営に必要な財源のおよそ4割がこの支援金で賄われています。

一方、前期高齢者納付金は65歳〜74歳の医療費を賄うための財源に充てられます。各医療保

●前期高齢者医療制度の財政調整のしくみ



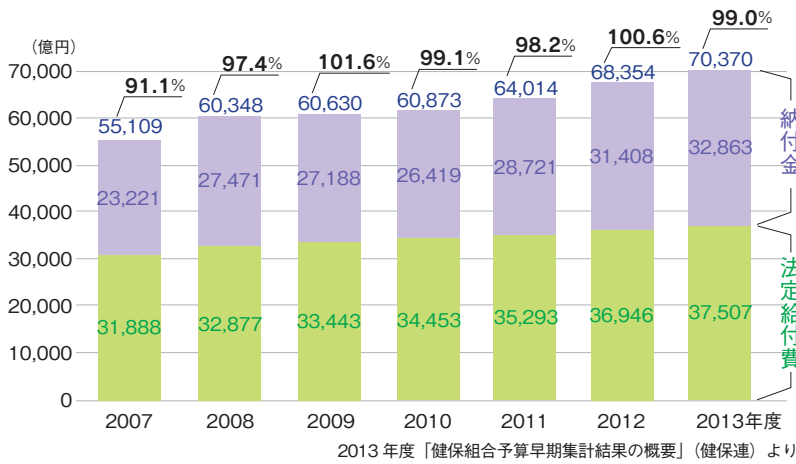
これら支援金も納付金も、高齢化が進めばそれだけ多く負担しなければならず、したがって今後増加の一途をたどることになります。そして、最大の問題点はこれらが義務的な支出であること、健保組合の自助努力で減らすことができないということです。

の低い健保組合などは納付金をより多く拠出し、平均よりも加入率が高い国保の医療費負担に充てられます。いわゆる財政調整のしくみとなっています。

→ 12~13ページもご覧ください
支援金・納付金 計算方法

●全健保組合の義務的経費(法定給付費+納付金)の推移

(%は保険料収入に対する割合)



2013年度「健保組合予算早期集計結果の概要」(健保連)より

保険料収入のほぼ全額が義務的経費に使われる

左のグラフのように、健保組合全体では、義務的経費といわれる法定給付費(主にみなさんが受診した際の医療費)と納付金(支援金・納付金等)だけで保険料のほぼすべてを使い切ってしまう状況が、2008年度以降続いています。したがって、これら以外の事業に必要な経費は積立金の取り崩しによって賄ってきたといえます。しかし、多くの健保組合はすでに積立金が

重点課題!

70~74歳の患者負担が1割に凍結されたまま

70歳代前半の患者負担は法律上2割(現役並み所得者*は3割)となっていますが、2008年度から「特例措置」として1割に凍結されています。この特例措置には毎年度、国庫から約2千億円が充てられていますが、健保組合等の保険者にも無関係ではありません。患者負担が低く抑えられていることで受診しやすい一方医療費の増大へと結びつき、またそれが前期高齢者納付金の額を押し上げることもつながっているからです。

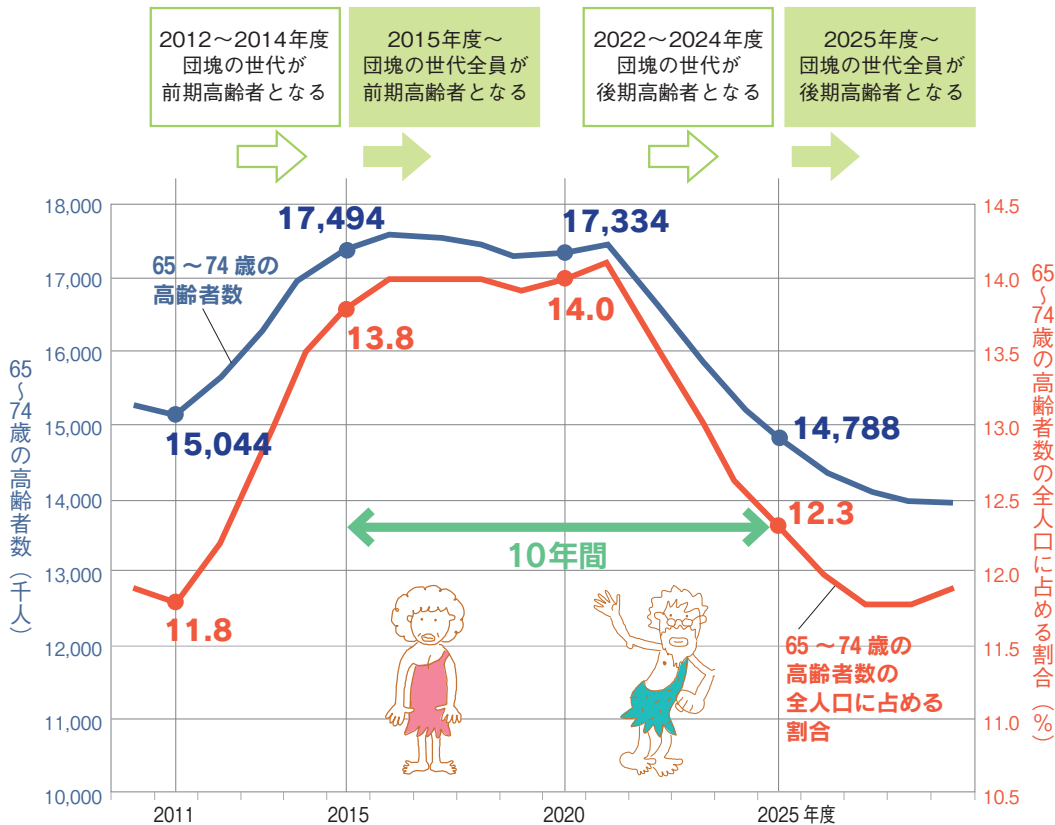
*標準報酬月額28万円以上の70歳以上の被保険者およびその被扶養者(ただし、世帯の70歳以上の被保険者全員の収入の合計額が520万円未満(70歳以上の被保険者が一人の場合は383万円未満)の場合は除く)

枯渇し、保険料率の引き上げでようやく収支のバランスをとっているという状況です。
IBM健保組合もまさにそのような状況であり、2012年度は保険料率を引き上げたにもかかわらず、経常収支で赤字となっています。事業のさらなる見直しをはじめ、今後一層厳しい財政運営を必要とします。



→4~5ページもご覧ください

●前期高齢者数の推移



社会保障審議会医療保険部会資料より

負担が一層重くなるのは2015年度からの10年間
現行の高齢者医療制度のまま推移したとすると、団塊の世代全員が前期高齢者となる2015年度から2024年度にかけての10年間で、健保組合等の納付金負担が一層重くなる時期であると、厚生労働省では説明しています。

また、同省の推計によると、義務的経費に占める納付金の割合は2012年度の45.8%から2025年度には50%まで上昇するとしており、法定給付費とほぼ同額になるものと予測されています。